

＜対策のポイント＞

漁業・養殖業の生産性の向上のためスマート化をリードする人材の育成、機械導入支援を進めます。また、水産流通適正化制度の円滑な実施を推進するため、漁協等が行う流通管理・伝達の電子化・効率化等に向けたシステム改修を支援します。

＜事業目標＞

新たな資源管理の推進による漁獲量の回復（資源量444万t〔令和12年度まで〕）

＜事業の内容＞

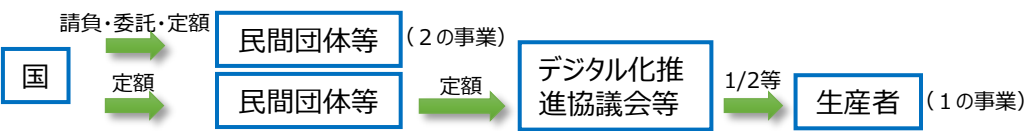
1. スマート水産業普及推進事業

地域におけるスマート化の取組をリードする伴走者の育成支援及び、伴走者のサポートの下で生産者がスマート機械を導入・利用する取組の支援を行い、その成果や知見を全国に伝播していくことで、スマート水産業の普及を推進します。

2. 特別管理特定水産資源等の漁獲・流通に係る効率化等推進対策

- ① 令和6年6月26日に公布された漁業法及び水産流通適正化法の一部改正法により新たに義務付けられる太平洋クロマグロに関する情報伝達等を円滑に行えるようにするために、太平洋クロマグロ等の漁協等が行う地域における流通管理・伝達の電子化・効率化等に向けたシステム改修を支援します。
- ② 令和8年4月からの指定交付機関による各種証明書の発行開始に向け、事前のOJT等を通じ実際の運用における課題の整理等を行います。
- ③ 令和7年12月から水産流通適正化法の適用となるうなぎ稚魚について、流通全体を一元的に管理できるシステムの整備等を支援します。

＜事業の流れ＞

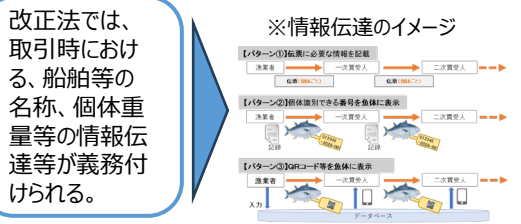


＜事業イメージ＞

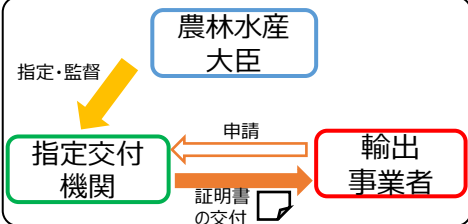
1 スマート機械の導入及び人材育成



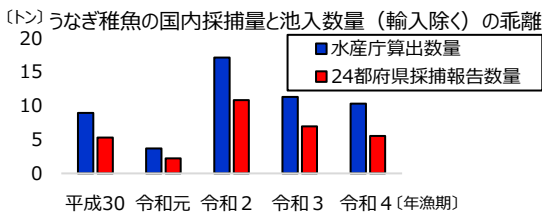
2 (1) 伝達効率化に向けた取組



2 (2) 指定交付機関体制整備



2 (3) うなぎ稚魚の一元的な管理体制の構築



うなぎ稚魚の流通全体をシステムにより一元管理することで不透明流通を解消

【お問い合わせ先】 (1の事業) 水産庁研究指導課 (03-6744-0205)
(2の事業) 加工流通課 (03-6744-2519)
栽培養殖課 (03-3502-8489)